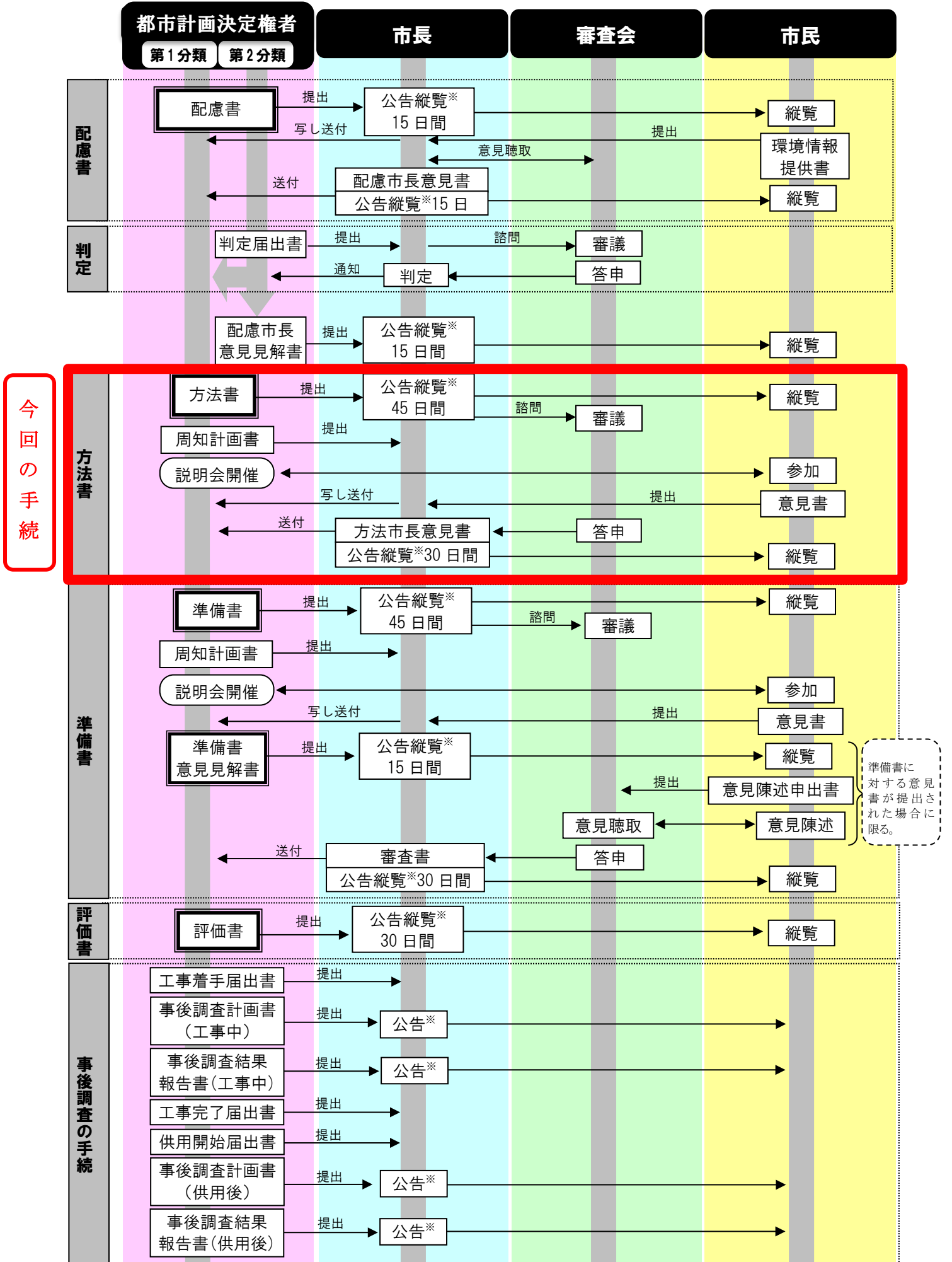


(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業
環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 11 運動施設、レクリエーション施設の建設
都市計画特例	[条例第46条第1項] 都市計画決定権者が事業者によって代わって手続を行う。
図書の提出	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第17条第2項] 提出：令和3年9月3日
図書の公告等	[条例第18条第1項] 公告：令和3年9月24日 (広報よこはま9月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで公表)
図書の縦覧等	[条例第18条第1項] 縦覧期間：令和3年9月24日～令和3年11月8日 縦覧場所：横浜市環境創造局環境影響評価課、 泉区役所区政推進課及び戸塚区役所区政推進課 公表等：横浜市中央図書館及び泉図書館、戸塚図書館において閲覧 環境影響評価課ホームページにおいて公表 ツイッターで縦覧について告知
審査会への諮問	[条例第18条第2項] 諮問：令和3年10月11日
図書の概要の周知	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第19条第2項] 周知計画書：令和3年9月15日提出 方法書対象地域：泉区及び戸塚区の各一部 周知方法：「環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ」を方法書対象地域にポスティング（約40,000部、9月24日から順次投函開始）

項目	内容
説明会の開催	<p>[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第19条の2第1項]</p> <p>開催日及び場所：令和3年10月8日及び10日 戸塚区民文化センター さくらプラザ 令和3年10月17日及び18日 泉区民文化センター テアトルフォンテ</p>
意見書の提出	<p>[条例第20条第1項]</p> <p>提出期間：令和3年9月24日～令和3年11月8日</p> <p>方法書について環境の保全の見地から意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べるができる。 (意見書は、持参、郵送又は電子申請により受付)</p>
方法市長意見書の作成	<p>[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第21条第1項]</p> <p>市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付する。</p>
方法市長意見書の公告・縦覧	<p>[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第21条第2項]</p> <p>市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧を行う。</p>

【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手続の流れ



今回の手続

準備書に対する意見書が提出された場合に限る。

※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日施行)